

○財務省告示第三百六十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部の施行に伴い、中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関稅定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十二日

財務大臣 麻生 太郎

二の(二)中「第三九〇七・六〇号」を「第三九〇七・六一号」に、「のうち、粘度」を「(固有粘度数」に、「もの」を「ポリエチレンテレフタレートに相当する。」に改める。